

釜石騷擾事件公判に於ける判官忌避事件

昨年十一月より十二月初旬に亙りて行はれたる釜石鑛山騷擾事件は、今尙世人の記憶に新なる所なるが、該騷擾事件に連坐して檢舉せられし荒木田忠太郎以下の公判は漸く本年十月より開かれたり、然るに玆に端なくも被告辯護人並木幾彌、萱場精一郎、平田常雄、布施辰治の四名は當該事件審理の衝に當れる裁判長判事二階堂富作、判事須俊貞、判事細井新之介に對し、忌避申請を盛岡地方裁判所長百島一八に提起するに至れり。

豫審決定書の概要

今豫審決定書に依る釜石騷擾事件の概要を摘記するに左の如し。

労働者の待遇改善を標榜する大日本鑛山同盟會は昨年十月下旬釜石鑛山に於て多數の誠首者を出せる際、同地の労働者の依囑を受け、釜石鑛山に遊説して多數労働者の入會を得るに及び、十一月九日釜石町に同盟會支部を設け、同時に待遇改善のための十八箇條の要求事項を決議して之を鑛山側に交渉せり。其際實行委員荒木田支部長以下四十餘名は鑛山側に其の實施を要求するに當り、事務所前に多數集合して鑛山側を脅迫し、因つて十五箇條の即時承諾を餘議なくせしめたり。是れ騷